

税務キャッチ・アップ

法人税関係

横領の税務処理

1はじめに

役員・使用人(以下「役員等」という。)の横領が税務調査等により発覚した場合、その法人に対する損害の発生と同時に損害賠償請求権を取得するものとされている。不法行為によりこうむった損害に係る損失の損金算入時期及び損害賠償請求権の益金算入時期について、学説上損失確定説、同時両建説及異時両建て説が存在する。本稿では役員等が外注費を横領した場合の税務処理について述べる。

2 横領による損失と損害賠償請求権の認識

役員等により横領が横領後の事業年度に判明した場合の一般的な処理は次の①及び②による。

① 当初の会計処理

(外注費) 100 / (現金) 110

(仮払消費税) 10

② 税務上の処理

(横領損失) 110 / (外注費) 100

(仮払消費税) 10

(損害賠償請求権) 110 /

(収益) 110

3 損害賠償請求権の計上

時期(法基通2-1-43)

法人の役員等による不法行為による損失とこれに係る損害賠償請求権の計上時期は原則として下記①の時期となる。

①その法人の役員等による横領による損失は、通常、損害賠償請求権はその時において権利が「確定」しているので、被害発生事業年度において、その損失の額を損金の額に算入し、損害賠償請求権を益金の額に算入する。

②相手方がその法人の役員等でも、権利の帰属を巡る損害賠償請求権、私法上の権利の取得の時点で、その権利が「確定」していない場合は、それが確定した時点で損害賠償請求権を益金の額に算入する。

役員等の横領の場合の時期は①によることが多いので、その事実が発覚した場合には、その発生した事業年度の修正申告書を作成することとなる。

4 損害賠償請求権の貸倒損失(法基通9-6-2)

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等から見てその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において、貸倒れとして損金経理することができる。

なお、横領した事業年度に資力を喪失していることを証明するのが困難である場合が多く、一般的には横領後の事業年度に貸倒処理される場合が多い。

5 役員の横領の場合(法34)

役員の場合は、役員給与と認定される場合もあり、定期同額給与等に該当しなければ、損金不算入となる。

また、給与に係る源泉税や不納付加算税が課税される。

6 過少申告加算税・重加算税

① 過少申告加算税(国通65)

原則として10% (期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分) に対しては

15%) の過少申告加算税が課される。

② 重加算税(国通68)

過少申告加算税に代えて35% (5年以内に無申告加算税又は重加算税が課せられた事がある場合には、45%) の重加算税が課される。

③ 過少申告加算税・重加算税が課されない場合

イ. 調査通知前に修正申告をする場合。

ロ. 更正があるべきことを予知してされたものでない修正申告場合に。ただし、過少申告加算税は軽減される。

7 その他

① 青色申告の取消(法法127①一)

帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事実の全部についてその真実性を疑うに足る相当の理由があるなどの場合には、税務署長はその事業年度に遡って青色申告を取り消すことができる。

② 更正の期間の制限(国通70)

原則として更正に係る法定申告期限から5年。偽りその他不正の行為の場合は、7年間。

8 おわりに

役員・従業員による横領等の不正行為が起こらないように普段から内部牽制を徹底し法人のコンプライアンスを高める必要がある

(右山研究グループ
税理士 德丸 親一)